[憲法2]

20XX年、日本国内において少子高齢化は解消の見込みもなく、地方だけではなく都市部においても高齢者の数は増え続ける一方であった。そのため、長期的な傾向として、高齢者に薬を処方する需要が増加し、大資本による大型ドラッグストアの出店が全国で相次いだ。大型ドラッグストアとは、薬の処方販売のみならず、日用品や生鮮食品の販売をも行う薬局であり、その莫大な資本を生かして交通の弁が良い場所に大型の店舗を構えるという出店形態を主としている。

大型ドラッグストアの全国的な展開により、既存の薬局との競合が激しくなり、都市部での影響はほとんどないものの、地方都市や、山間部海岸部の過疎地域においては、既存の小規模薬局の廃業、地域からの撤退が相次いだ。そのため、今まで既存薬局を利用していた人々からは不満の声が上がるようになり、地方自治体の首長選挙や議会選挙においては主要な争点として、掲げられるような状況になった。また、実際に、近所の薬局が廃業したことにより、身近に処方箋について相談できるものがいなくなった高齢者の健康が悪化するという「薬局難民」と呼ばれる現象が生じ、社会問題化するに至っていた。

そのような経緯がある中、国会は以下のような法律を制定した(以下この制定された法律を「新薬事法」、従前から存在する薬事法を「現薬事法」とする)。まず、その法律の目的として、昨今の少子高齢化に鑑み、高齢者が日常的に通える薬局を保護することにより、もって、高齢者含めた国民の生命及び健康に対する危険の防止することを掲げ、その内容として、新たな大型ドラッグストアの出店に際しては現薬事法の許可に加えて新薬事法に基づく都道府県知事による事前の許可を必要とした。そして、その許可の基準としては、現存する既存の薬局から適正な距離(既存薬局の利用客を奪わないために概ね1km以内が想定されている)を保っていることと定められた。

X 社は、大型ドラッグストアを全国的に展開している法人であるが、そもそも少子高齢化の影響で既存の小規模薬局の経営は衰退気味であったのであり、大型ドラッグストアの進出は既存の小規模薬局の廃業にはなんら関係のないものと考えている。また、大規模な大型ドラッグストアで開業することに経済的意味があると考えている。

X は上記以外にも諸々の理由から新薬事法は憲法22条1項に違反すると考えている。

〔設問1〕

あなたがXの弁護士だとしてXの立場から憲法上どのような主張を行うかを述べなさい。

〔設問2〕

設問 1 における憲法上の主張に関するあなた自身の見解を、被告側の反論を想定しつつ、述べなさい。